

00	09	03	002	永年保存	起案	平成	年	月	日	決裁	平成	年	月	日
議長	副議長	事務局長	次長	主査	主査	担当	文書取扱主任							

第3回 厚生常任委員会 会議録

開催年月日	平成19年8月29日（水曜日）	開会：10時00分	閉会：14時05分
開催場所	第三委員会室		
出席委員	山口、渡辺、堀、堀田、議長 委員外議員～窪之内、清水	事務局	飯沼事務局長
欠席委員	荒木、酒井		田湯副主幹
説明員	別紙のとおり		
議件	別紙のとおり		
議 事 の 概 要	○休憩中～7月1日付け人事異動に伴う職員紹介を行った。		
	1 所管からの報告事項について		
	次の事項について所管から説明を受け、質疑を行い、すべて報告済みとした。		
	(1) 体外衝撃波結石破碎装置の導入について		
	(2) 平成19年度滝川市一般会計補正予算の概要について		
	(3) 平成18年度管理委託施設決算状況について		
	(4) 平成19年度まちづくり懇談会開催日程について		
	(5) 滝の川斎苑燃焼炉補修工事について		
	(6) 後期高齢者医療制度の概要について		
	(7) 平成20年度医療制度改正の概要について		
	(8) 平成19年度補正予算の概要について		
	(9) 滝川市障がい者計画の策定について		
	(10) (株)コムスの施設譲渡について		
	(11) 福祉除雪について		
	(12) 滝川市社会福祉事業団の一般社会福祉法人化について		
	2 第3回定例会以降の調査事項について		
	別紙のとおりとすることに決定した。		
	3 その他について		
	委員会が委員外議員の発言で進んでいることについて意見があった。		
	4 次回委員会の日程について		
	正副委員長に一任することに決定した。		
上記記載のとおり相違ない。 厚生常任委員長 山口清悦 印			

平成19年8月28日

滝川市議会議長 中 田 翼 様

滝川市長 田 村 弘

厚生常任委員会への説明員の出席について

平成19年8月8日付け滝議第62号で通知のありました厚生常任委員会への説明員の出席要求について、次の者を説明員として出席させますのでよろしくお願いします。

なお、公務等の都合により出席を予定している説明員が欠席する場合がありますので申し添えます。この場合、必要があるときは、所管の担当者を出席させますのでよろしくお願いします。

記

滝川市長の委任を受けた者

会計管理者兼理事	谷田部 —— 篤
市民生活部長	狩 野 道 彦
市民生活部くらし支援課長	中 本 隆 之
市民生活部くらし支援課主幹	樋 郡 真 澄
市民生活部くらし支援課副主幹	赤 松 恒 夫
市民生活部くらし支援課副主幹	千 葉 —— 豊
市民生活部くらし支援課主査	橋 本 英 昭
市民生活部市民課長	立 野 公 久
市民生活部市民課主幹	寺 崎 りえ子
市民生活部市民課副主幹	菅 原 正
市民生活部市民課副主幹	中 川 祐 介
市民生活部市民課主査	堀 勝 一
市民生活部市民課主査	梅 津 敏 彦
保健福祉部長	居 林 俊 男
保健福祉部福祉課副主幹	工 藤 恒 裕
保健福祉部子育て応援課長	佐々木 哲
保健福祉部子育て応援課副主幹	小野寺 宣 子
保健福祉部子育て応援課主任主事	高 橋 伸 明
保健福祉部介護福祉課長	山 崎 猛
保健福祉部介護福祉課副主幹	国 嶋 隆 雄
保健福祉部介護福祉課主査	米 澤 敬 子
保健福祉部介護福祉課主査	深 村 栄 司
市立病院事務部長	東 照 明
市立病院事務部事務課長	鈴 木 靖 夫

(総務部総務課総務グループ)

第3回 厚生常任委員会

H19. 8. 29(水) 10:00～
第 三 委 員 会 室

○開 会

○委員長挨拶（委員動静）

○休憩～7月1日付け人事異動に伴う職員紹介

1. 所管からの報告事項について

《市立病院事務部》

- （1）体外衝撃波結石破碎装置の導入について （資料）

《市民生活部》

- （2）平成19年度滝川市一般会計補正予算の概要について （資料） 暮らし支援課
（3）平成18年度管理委託施設決算状況について （資料） 〃
（4）平成19年度まちづくり懇談会開催日程について （資料） 〃
（5）滝の川斎苑燃焼炉補修工事について （資料） 〃
（6）後期高齢者医療制度の概要について （資料） 市 民 課
（7）平成20年度医療制度改正の概要について （資料） 〃

《保健福祉部》

- （8）平成19年度補正予算の概要について （資料） 子育て応援課・介護福祉課
（9）滝川市障がい者計画の策定について （資料） 福 祉 課
（10）(株)コムスンの施設譲渡について （資料） 介 護 福 祉 課
（11）福祉除雪について （資料） 〃
（12）滝川市社会福祉事業団の一般社会福祉法人化について （口頭） 〃

2. 第3回定例会以降の調査事項について～別紙

3. その他について

4. 次回委員会の日程について

○閉 会

第3回 厚生常任委員会

H19. 8. 29(水) 10:00～

第 三 委 員 会 室

開 会 10:00

委員動静報告

委員長 荒木副委員長、酒井委員欠席。議長出席。委員外議員～窪之内、清水。
空知新聞社の傍聴を許可。休憩する。

休 憩 10:01

(7月1日付け人事異動に伴う職員紹介を行った。)

再 開 10:08

委員長 休憩前に引き続き委員会を再開する。

1 所管からの報告事項について

(1) 体外衝撃波結石破碎装置の導入について

東 部 長 (別紙資料に基づき説明する。)

委員長 説明が終わった。質疑はあるか。

渡 辺 ① 今年の予算内で対応するのか。

② 改築後もそのまま使えるのか。

東 部 長 ① 当初4条予算の中に医療機器の整備を組んでいる。

② 基本的に新病院へ持っていけるものは持っていこうという考え方である。

この装置についても移動が可能なので、当然新病院に移動する予定である。

委員長 他に質疑はあるか。

窪之内委員外議員 導入により年間どの程度の患者数を見込んでいるのか。診療報酬としてもどの程度予定しているのか。

鈴木課長 泌尿器科の医師によると最近尿管結石がふえており、その原因は食事の欧米化によると言われている。また生活習慣病の一つとも言われている。月に四、五件程度、年間に約50件の患者が来ると見込んでいる。既に8月20日から導入、設置を開始し、きのう2件実施をしたが、スムーズに進んだ。今後もこれらの患者についてはスムーズに対応できると思っている。点数の関係だが、衝撃波を1回すると19,300点になる。約2万点と考えるとその3割負担で約6万円の自己負担となり、1泊入院すると入院料等が加算されることになる。それらが年間50件あれば、その分が収入増になると考えている。

委員長 他に質疑はあるか。(なし)

東 部 長 C Tを導入したときに視察をしていただいた。もし今回の装置についても希望があれば議会事務局と日程を調整して視察を設定したいと考えているので、申し出ていただきたい。

委員長 (1)について報告済みとする。

(2)から(5)まで一括説明願う。

(2) 平成19年度滝川市一般会計補正予算の概要について

橋本主査 (別紙資料に基づき説明する。)

(3) 平成18年度管理委託施設決算状況について

樋郡主幹 (別紙資料に基づき説明する。)

(4) 平成19年度まちづくり懇談会開催日程について

樋郡主幹 (別紙資料に基づき説明する。)

(5) 滝の川斎苑燃焼炉補修工事について

狩野部長 (別紙資料に基づき説明する。)

委員 長 堀 樋郡主幹 堀	説明が終わった。(2)については議案関連なので留意願う。質疑はあるか。 管理委託施設決算の内訳に管理人件費とある。これは時間給なのか。 時間給である。最賃が644円なので、下限を一律645円としている。 使用済み食用油燃料化推進事業について、燃料化装置を用意をされたということだが、何業者の中から決めたのか。また定価よりどのくらい安く購入できたのか伺う。
橋本主査	今回導入を考えている装置については、技術自体が業者独自のものなので、購入元は1社のみである。見積もりをいただいた上でこの金額を積算しているが、過去の定価を元にした。
委員 長 渡 辺	他に質疑はあるか。 燃焼炉についてだが、赤平市が一緒になり、葬儀が午後になることもあるので、葬儀屋などに苦情が入っているらしい。燃焼炉の修理については大変いいことだと思うが、2炉ずつ修理をするとすれば、これから冬に入っていくので遺族の方からの苦情がさらに多くなると思う。そういった点についての対策を何か考えているのか。
狩野部長	2炉ずつなので、午前2体、午後2体で1日4体は対応できると考えている。ただ葬儀の時間が遅くなるわけにはいかないという方も当然出てくると思う。その場合は、組合として近隣の火葬場に協力を求めるなどの対応を考えている。万全を期していきたいと思っている。
委員 長 堀 田 狩野部長	他に質疑はあるか。 この時期に補修をするのは、耐震等の関係なのか。具体的に伺う。 補修工事はこれまでも3年から4年くらいで必要となってくるものであり、平成16年の補修に続く工事である。
委員 長 清水委員外議員	他に質疑はあるか。 ① BDFの関係だが、家庭から排出される油をどこに持って行けばいいのか。図では、事業所や学校、スーパーやお店に協力を求め回収拠点とするとのことだが、いつごろから、どのくらいの拠点数を想定しているのか。 ② この実証試験をやっている自治体はそれほど多くないと聞いている。この構想の取り組みは滝川としてどの程度まで進めようとしているのか。全戸から回収するようなどころまで考えているのか。今後どのくらいの設備投資を考え、またその時期はいつなのか。かなり目標が高いと思われるので伺う。 ③ 管理委託が始まって五、六年になる。児童館として使っている施設の人件費が少ないのはわかるが、草刈りや掃除、事務室で受付もする。そのすべてに対し人件費を当てているのか。それとも草刈りや除雪についてはボランティア的に行われているのか。その辺について伺う。 ④ 管理人のいない時間があると思う。かつて電話をしても連絡がつかないことが結構あった。管理人宅の電話番号を周知し、不在の場合はそこに連絡をするというようになっていた。今はどのようになっているのか。
橋本主査	① 家庭の廃油については、量的に少なく広い範囲で出されるので、各家庭から集めるというよりは家庭の方々が意識を持って回収拠点に持ち込むようなコンセプトで集めたいと考えている。ペットボトルに入れて持ち込めるように市役所も含めて事業所や学校、スーパーなどの拠点をふやしていきたい。最初の目標としては10カ所程度を考えている。意識づけも兼ねながら、拠点数をふやしていきたいと考えている。 ② 将来的な目標だが、核家族化や高齢化が進み、最近スーパーでもでき合い

の食品が売られているので、家庭での油料理離れが進んでいる。量的には事業系に比べると期待が薄いところもあるが、その油を使ったごみ収集車やバスが走りだせば、意識も広がっていくだろうと思われる。普及を進めながら拡大をしていきたいと思う。量的拡大に伴う設備投資については、回収量に見合った導入台数を考えている。例えばごみ収集車では1台70万円から80万円程度の装置を積むことで対応できるので、細かい単位で増設することができると考えている。予算が認められれば、その後に周知活動を始めていくことになるので、本格的な開始は11月か12月と考えている。事業系については、広報を通じ、シミュレーションも兼ねた仮回収という形で協力をお願いしている状況である。

樋郡主幹 ③ 施設管理の人件費についてだが、各館により運用の仕方が違う。管理人がいる時間の中で草刈り等をしている場合と、管理している面積にもよると思うが、老人クラブの方々が出てきて活動事務費で対応している場合がある。

④ 各施設には管理人がいない場合の連絡先を表示してあるので、連絡がとれているものと思っている。夜間は管理人がいるので、その時間に受付をしていただくことも徹底している。私どものほうにはそのような苦情が入ってきたことはない。

委員長 油の関係の質疑は議案関連なので、議会では同じ質疑をしないようにお願いします。他に質疑はあるか。

窪之内委員外議員 ① BDF製造機器の移設についてだが、市役所の地下から流通団地に移設する理由について述べられていなかった。流通団地のどこなのかも含めて移設する理由と、今後の考えについて伺う。

② 三、四年で燃焼炉の改修が迫られるとのことだが、これから先も三、四年ごとに改修する状況が来るものなのか。それとも炉というものはもともとそういうもので改修をしていくものなのか。五、六回の改修で新しいものに変えなければならないなど、将来的にどのようなことが考えられるのか。全体を変えてしまえば10年は持つものなのか。その辺について伺いたい。

委員長 燃焼炉は衛生施設組合の関係なので、滝川市として答えられる部分でよいのか。
(はい)

狩野部長 ② 改修については炉の内部であり、全体を改修するとなれば莫大な費用がかかる。消耗の度合として一定の遺体を焼却していくと3年から4年で改修していかなければならないのが現状だと聞いている。

橋本主査 ① BDF製造機器の移設理由だが、今回天ぷら油の前処理設備を流通団地にある土木課の維持センターに設置するので、あわせてBDF製造機器もこちらに移設する。住民の方々に環境学習ということも含めてオープンにし、これらを同じ場所に設置することでその学習効果を高めていただこうと考えている。

窪之内委員外議員 流通団地の維持センターとの関係については問題ないのか。

橋本主査 担当課との調整もしており、スペースを有効活用する方向で考えている。

委員長 他に質疑はあるか。(なし)

(2)から(5)について報告済みとする。

(6)、(7)を一括説明願う。

(6) 後期高齢者医療制度の概要について

立野課長 (別紙資料に基づき説明する。)

(7) 平成20年度医療制度改正の概要について

立野課長 (別紙資料に基づき説明する。)

委員長
渡 辺

説明が終わった。質疑はあるか。

① 後期高齢者医療制度について全国的にいろいろと批判がある。まだ保険料等が決まっていないのでわからないところもあると思うが、割合について伺いたい。公費5割、国、道、市町村となっているが、滝川市で想定される負担額はどのくらいか。

② 市民課で担当しているが、どの会計から負担することになるのか。

③ 今の国保と比較して、滝川市の負担はどのようなになるのか。負担が多くなるのか、国から多く出るものなのか。その辺の予想で結構なので説明願いたい。

④ 4ページの運営の仕組みについて伺う。保険料は年金から天引きされるが、この表では保険料の納入が被保険者から市町村へと矢印が向いている。年金から天引きとの関係をもう一度説明願う。

⑤ 国保の保険税が3区分化になると、総額が上がるという認識でいいのか。個人差はあると思うが、賦課限度の人は結果的に上がるという認識でいいのか。

中川副主幹

① 保険料率は11月に予定されている広域連合議会によって決まるためまだ詳しい計算ができない。現在の老人保健制度で負担しているものがそのままスライドしていくと考えていただき、そうした場合、給付費総額の市の負担額は約55億円と考えていただいて結構だと思う。

②③ 会計についてはまだ広域連合から詳しいものが示されていないが、特会をつくることが考えられる。今老人特会があり、それをすぐになくすこともできないので並行して後期高齢者という特会になると思われるが、まだ財政的にどういう内訳でやるのかといった指示が一切ないので、この場ではお答えできない。

④ なぜ保険料が市町村へ入るのかについては、少し複雑である。社会保険からまず国保連合会へデータが行き、そこを経由して滝川市へ来る。被保険者の割り出しというか、該当者のリストなどはそういった流れになり、実際に金額等など計算されたものも同じようなルートで、国保連合会を経由する。滝川市の受け皿は特別会計になると思われ、年金から天引きしたものは一たん市町村に保険料として入る形になる。それプラス市町村が行う普通徴収を合わせたものを広域連合へ納めるという仕組みになっている。

堀 主 査

⑤ 9月上旬の施行令で後期高齢者支援金等賦課総額が新設され、資料にあるように改定が見込まれている。保険税賦課限度額にかかってくる方については国の示した保険税の案では65万円から68万円に上がるということは現段階で申し上げることができるが、それが滝川市においてどのようなになるのかは、まだ詳しく算定方法等が示されていないので、現状において税率試算もできていない状況である。ご理解願う。

委員長

他に質疑はあるか。

窪之内委員外議員

① 運営主体が広域連合で、特会が設けられると思っていなかった。4ページに広域連合の役割と各市町村の役割というのがあって、この各市町村の役割をするためには、事務量やその他一定の経費がかかることになる。この経費は結果的に広域連合からお金が入って来て運営をする仕組みになると思う。医療費の請求なども今の老人特会と同じような仕組みで行われると思うが、そういう理解をしていいのか。特会とはどのようなものになるのかを伺いたい。

② 広域連合の役割、各市町村の役割の財源はどういった形で位置づけられるのかわからないので説明願う。

③ 国保の医療制度改正について伺う。限度額が3区分に改定されるが、まだ

状況がわからないので滝川市はどうするか決まっていないうことだと思
う。後期高齢者医療制度もはっきりしておらず、これから保険料率が決まる中
で、慌ただしく進めるのではなく、来年度に向けて滝川市独自で賦課限度額を
変えていくということを考えていないのか。当然3区分に分けなければならない
が、合計として限度額を上げる方向にしていく予定はないのか。

中川副主幹

①② 役割の財源については正直まだつかんでいない。今システムの関係や保
険料率を算定するための事務を広域連合と市町村が行っているが、そのやりと
りに主眼が置かれており、財源措置や来年度どういった運営をしていくかにつ
いては一切示されていない。恐らく保険料率がある程度決定され、広域連合議
会の前に事務レベルの会議があるので、その辺で示されてくると思っている。
確かにスケジュール的にも遅く、もう示されていなければおかしい話だが、実
際私のところにも通知、通達等も来ていない。どのようにやっていくのか、先
ほどの特会についてもそうなるのかどうかもまだはっきりしていない。当初の
段階では特会の形式でやりたいとの文書が来ているが、それがどうなったのか
も決まっていない状況である。大変申しわけないが、この場ではお答えできな
いので理解いただきたい。

堀 主 査

③ 滝川市の上限額がどのようになるかという問題は別として、絶対的に3区
分化にしなければならない状況である。国民健康保険会計にどのくらいの影響
が出るのかは賦課総額が示された後に試算することになるので、全体的にどう
なるのか、総額が変わるのかについてはその検討を終えないと申し上げられな
い。

窪之内委員外議員

① 最後の件だが、示されるのが後になり、例えば影響額を計算してから来年
早々に上げるというのはまずいと思う。やはり最低でもその影響を見て、来年
度は全体の総額を上げる方向をとらないといったことを維持してほしいと思
う。その辺の考え方について伺う

② 後期高齢者医療の関係だが、運営主体が広域連合でありながら、特会を設
けることになると限りなく市町村に運営を任せているような気がしてならな
い。保険料率を算定する際も市町村のこういった事務にどれくらいの費用がか
かるのかということがわからないと保険料1割の決め方もはっきりしないと
思う。そういう点ではいろいろ疑問がある。細かい点だが、国保から後期高齢
者医療に移る人、政府管掌の保険から移る人たちは資格喪失の手続を何もしな
くていいのか。

立野課長

① 国民健康保険の最初の質問の関係だが、先ほど話したとおり状況がわから
ないのが現実である。ただ後期高齢で抜ける人たちもいる。その人たちにかか
る医療費も今後試算しなければならない。その辺の影響もあるので、来年上げ
るのかそのままにできるのか、その辺については今の段階では答えられない。
なるべく早くわかった時点で議員の皆さんには提示をしていきたいと思っ
ている。よろしく願いしたい。

中川副主幹

② 手続はすべて自動的に移行することになっている。

委 員 長

他に質疑はあるか。

清水委員外議員

後期高齢者広域連合の1回目の臨時議会に出た。全道で32人の議員がその代表
である。議場もなく委員会も開かれない。請願を出してもそのための委員会も
臨時会も開かない。予算のための請願を出しても次の本会議で予算と一緒に
出されるので非常に矛盾が大きい。これからこういったものに業務が集約され
ていくのは問題だと考えている。では滝川市の問題として伺う。

① 11月議会までにどのように住民の意見を反映するのか。今回示されたスケジュール表の住民周知のところでは9月27日からまちづくり懇談会となっている。全国でいうと茨木県が一番早く中間的な保険料を示すらしく、北海道は遅くとも10月初めという言い方をしているので、9月中に中間試算が出される可能性がある。というのは、広域連合の事務局長は北海道の平均値は8万5,000円だと言っている。均等割と所得割が半々。あと何を調整するのかと言えば、賦課限度額が決まれば保険料率が自動的に決まる。だから2カ月もかかるような作業ではない。所管も広域連合とのやりとりを熱心にして、9月の住民説明会には、どれくらいになるのかという資料を出せるように作業を進めていただきたい。今は市町村によって保険料が違うが、道内一律になってしまう。今国保がすごく安い市町村の高齢者はすごく上がり、今高いところは下がる。ふたを開けて見ないと滝川はどうかかわからないというのではなくて、保険料率が11月議会で決まる前に滝川としての意見を住民から吸い上げて、ぜひ私も広域連合議会へ反映させていきたいと思っている。これは市民にとって大事なことなので率が決まる前のその辺の考えを伺いたい。

② 滝川の人数について伺う。後期高齢者が何人、前期高齢者が何人、扶養になっている方が何人、政管健保が何人か。この辺の数字は大体つかんでいると思うので伺う。

中川副主幹

① 清水議員が一番よくわかっていると思う。私が聞いているのは、11月初めか中くらいに市町村の担当者会議があり、そこで率、限度額を示すということである。その情報しか入ってきていないので、9月の説明会については今皆さんに報告した内容の説明しかできないだろうと考えている。もし前倒しで9月は無理でも10月くらいに保険料率が示されれば、それを根拠として試算することはできるので、10月に予定されているまち懇で説明することは可能だと思う。ただ現段階では先ほどの情報しか聞いていないので、その予定からするとまち懇では無理と考えている。補足になるが、保険料率が決まってからでないと保険料がどういう試算になっていくのかははっきりわからない。お年寄りなので詳しく説明したいと思っているので、概略スケジュールの中でも保険料率が決まった後、さらに住民説明会を行う予定である。町内会単位で行うのか、老人クラブ連合会単位で行うのか、どのようにやっていくかはこれから内部で協議をする。ただ時期的に遅いというのは承知しているので、遺漏のないようにやっていきたい。広域連合が示している案では期割や徴収に関する条例は3月でいいと言われているが、3月では間に合わない和我的ほうでは判断しているので、12月の定例会に出したいと考えている。連合議会が11月22日に予定されており、その作業はそれからとなるので、ハードなスケジュールではあるが、やっていくしかないと思っている。場合によって間に合わないときは臨時会対応ということも出てくるが、できるだけ12月定例会で示して議決をいただき、その後に住民説明会に臨みたいと考えている。

② 後期高齢者の人数だが、保険者別の数字は把握していない。6月末現在のデータを作成して広域連合へ出しており、今老健の制度を受けている者が5,391人。6月31日現在老健の対象者で移行する者である。制度は来年の4月からなので、これから誕生日を迎える方もおり、その人数を合わせると5,942人。亡くなる方もいるので多少数字は変わってくる。

清水委員外議員
立野課長

扶養になっている方は経過措置があるので、できるだけ早く報告願う。

② 国民健康保険の人数は調べた。19年7月末で後期高齢になる方は、4,533

人いる。

委 員 長 他に質疑はあるか。(なし)
(6)、(7)について報告済みとする。
ここで昼食休憩する。午後1時から再開する。
休 憩 11:44
再 開 13:00

委 員 長 休憩前に引き続き委員会を再開する。(8)を説明願う。
(8) 平成19年度補正予算の概要について

佐々木課長 (別紙資料に基づき説明する。)

山崎課長 (別紙資料に基づき説明する。)

委 員 長 説明が終わった。議案関連なので留意願う。質疑はあるか。

清水委員外議員 去年の4月、要介護1が要支援1に変わったが、それまでの状況は委員会に報告されているのか。全国的にサービスが受けられなくなった方が多く、10万人単位という報道もされている。そういった資料は最近出されているのか。

山崎課長 委員会には出していない。新聞報道等もあったが、厳密な中での評価、結果等はまだ把握しきれていない。今後当然その把握に努めたいと思う。

委 員 長 直接補正に関係ない質疑である。他に質疑はあるか。

窪之内委員外議員 未来づくり条例3部会で予定している人数、公募の人数、子どもグループの小中学生の人数について伺う。

佐々木課長 子育てサポート、子育てサポートの市民グループのほうは10人前後。それと市の関係者が入る。子どもグループは小中11校あるので11人くらい。公募については今4人の応募をいただいている。その方を含めて早めに委員をお願いしていきたいと思っている。

窪之内委員外議員 任期は20年12月の条例を制定するまでという話だった。年度をまたがるが、当て職で進める予定なのか。それとも決まった方が終わりまでやるのか。子どもグループも小中学校各1人のようなのだが、例えば児童会の会長といった当て職を考えているのか。その辺について伺う。

佐々木課長 その組織として出ていただく。案としては組織の代表云々ではなく、途中で変わることなくその方にやっていただくことを考えている。小中学校については、児童会長や生徒会長の当て職がいいのか学校と詰めている段階である。

委 員 長 他に質疑はあるか。(なし)
(8)について報告済みとする。
(9)から(12)まで一括説明願う。
(9) 滝川市障がい者計画の策定について

工藤副主幹 (別紙資料に基づき説明する。)

(10) (株)コムスの施設譲渡について

国嶋副主幹 (別紙資料に基づき説明する。)

(11) 福祉除雪について

深村主査 (別紙資料に基づき説明する。)

(12) 滝川市社会福祉事業団の一般社会福祉法人化について

居林部長 これまで本委員会において法人化の経過を報告してきたが、去る7月に一般法人化となった。その前段として6月の理事会において定款変更が承認された。定款変更の中身を若干説明する。一般法人化になると市とのかかわりを排除するため、理事に市の関係者を入れることができないので、理事数を9人から6人に減らしている。また市の関与のかかわりに13人の評議員会を設けることに

した。これまで基本財産については市の出資金 300 万円だったが、自賄いとして 5,000 万円を積み立てることで承認され、定款変更された。今後一般社会福祉法人化として活動をしていくことになる。市が指定管理者として指定している 12 施設は、今年度はそのままやっただくことになるが、段階的に施設譲渡をしていく方針が出ているので、その協議を精力的にやっていきたいと考えている。

委員長
清水委員外議員

説明が終わった。質疑はあるか。

① 障がい者計画についてだが、策定部会で障がい者の実態、意見をどれだけ反映させていくのか。滝川市民で新十津川や砂川の団体に入っている方がいる。ここに載っていない団体や在宅、ことばの教室、発達支援センターにも正式ではないが親の会がある。ここに入るかどうかは別として ADHD の関係など、こういったところの配慮について考えを伺う。

② 福祉除雪だが、1 ページ目に比較的高所得世帯は民間、コミュニティ除雪となっているが、次のページを見ると第 6 段階は 2 万円となっている。福祉除雪の枠に置くのか置かないのか何となくわかりづらい。また元気な高齢者は自力で除雪をするとなっており、枠から外すということなのか。

③ 社会福祉事業団の触れられていない大きな問題として 1 点。緑寿園の建て替え計画がある。当然民営化されたので独自でやるべきだが、何か含みを残していたように思う。現段階で今後の設備投資に対し滝川市の財政支援があり得るのか伺う。

工藤副主幹

① 滝川市内の障がい者団体、6 団体についてはこの部会に加入していただいている。そのほか事業所からも代表の方を部会員として指名して参画いただいている。今指摘のあった新十津川、砂川、近隣に通われている方については、部会員の指名はしていないが、策定市民会議設置要綱を定めており、その中ではオブザーバーということで部会員以外の方々から意見をいただくようになっている。この計画を策定するに当たり、ここに載っていない分野の方からも意見をいただきたいので、そういった場を設けるつもりである。

山崎課長

② 第 6 段階の比較的高所得世帯の振り分けについてだが、あくまでも福祉除雪そのものが通路を確保することが困難な世帯という大前提で行っている。したがって、イメージ図の 65 歳以上の高齢者というのは、困難な世帯というよりは 65 歳以上の高齢者全体を指しており、ほとんどの方は民間の除雪を利用していただいていたたり、利用していただきたいという意味である。次のページの第 6 段階だが、本人の能力を含め通路の確保が困難で若干所得のある方については申しわけないが、実費相当をいただきながら制度の中で救ってあげたいというものである。元気な高齢者についても同様であり、現に自分で除雪をやっているから、今後も健康のためにやっていただきたいが、元気な中でも事情によってできない場合は、制度における段階の中で救おうということである。

居林部長

③ 事業団は今回体裁を整え、これからがスタートである。滝川市の持つ施設は現在指定管理だが、例えば緑寿園は既に 30 年を経過しており、ほかの施設も老朽化の問題を抱えている。またさまざまな国の制度の変化により、今後障がい者施設についてどうしたらいいのかと事業団も私どもも問題意識を持っている。財政支援について滝川市は厳しい状況ではあるが、事業団には利用者の方がおり、今後きちんとした運営をしていかなければならないので、どちらとも立ち行く計画を精力的に詰めていきたい。現在財政支援について断言する

- 清水委員外議員 ことにはならないが、あり得ると私どもは考えている。
- 社会福祉事業団は、見切り発車した経過がある。何を示しているかということ、計画を立ててもその計画が達成されず、しかし7月に法人化。そこで置き去りになったのが市の財政支援なしに自立できるかどうかということ。結局今の部長の答弁では、問題を残したまま民営化されているものだと思う。民営化されて市が財政支援をするのでは市民の納得は絶対に得られない。それをわかって強行したことが今問われている。病院の建てかえ、学校問題、保育所の問題、いろいろなことがある中で、財政支援があり得るといった答弁は不適切だと思う。あり得るのであれば、どのくらいの規模なのかをはっきりさせていただかないと今後のいろいろな事業との関係にも影響する。5年後に突然財政支援計画などを出されても議会は何をやっていたのかということにもなる。いつそういう結論を出すのか、何のための民営化なのかをはっきりさせていただきたい。
- 居林部長 社会福祉事業団については、昭和46年に地方自治体が直接社会福祉施設を運営するのか、あるいは事業団をつくって運営するのかといったところからスタートした。いろいろな民営化の形がある中で、社会福祉事業についても市町村が抱えるのではなく、また市が抱える事業団にやらせるのではなく、民間に任せようという動きがあるのは承知していると思う。一昨年ころから市長も申し上げているが、民に任せられるものについては民に任せようという流れの中で、この事業団の社会福祉法人化を進めてきた。公募といった選択もあったかもしれないが、滝川市は30年にわたって大きな施設や多くの職員を抱えて運営してきたことを勘案した上で、社会福祉事業団そのものを一般法人化し、そこに委ねることがいいのではないかと判断してこれまでやってきた。社会福祉事業団は今まで市が抱えてきた関係で積立もない。老朽化の施設をそのまま預けて、滝川市とはこれで縁が切れるということにはならないと思う。設置した側の責任として事業団も滝川市も財政上きちんといくように協議をしていきたい。いつかという質疑もあったが、それも含めて事業団と精力的に協議をしていきたい。
- 委員長 他に質疑はあるか。
- 窪之内委員外議員 ① 障がい者のがいが平仮名になっている。市が平仮名にすることをどこかで決めていたならば、その意味について伺う。
- ② 福祉除雪について、屋根雪やベランダ等の除雪については書かれていないが、それはこれからも続けていくのか確認したい。先ほどこれはたたき台だと話されていたが、このたたき台をどのような形で検討するのか。ことしの冬に間に合わせて新しい制度をつくろうとしているのか制度改正の時期についても伺う。
- 工藤副主幹 ① 道では昨年4月から保健福祉部の所管に限り、がいの字を平仮名にしている。ただし、法や名称的な部分については漢字を使うなど使い分けをしている。滝川市でも使い分けをしており、ことし3月に内部決裁をとり、広く周知して率先して進めている。
- 山崎課長 ② 福祉除雪についてだが、屋根雪等については従来の制度において必要な方にはサービスを提供していきたい。時期についてだが、市民の方からも意見を聞く場を計画している。方向性はこういった形で進めたく、負担はあるが、必要な方には必要なサービスをと考えている。距離制限等が大きな問題ではあるが、合意がいただけるのであればこの冬からでも導入させていただきたいと思っている。当然強引に進めるということではない。

窪之内委員外議員	ことしの冬からとなると、条例改正は必要なく進められるということか。
山崎課長	はい。
委 員 長	他に質疑はあるか。(なし) (9)から(12)について報告済みとする。
	2 第3回定例会以降の調査事項について
委 員 長	別紙のとおり確認してよろしいか。(よし)
	3 その他について
委 員 長	視察について休憩を取って話をする。
	休 憩 13:51
	再 開 13:55
委 員 長	休憩前に引き続き委員会を再開する。
	ほかに何かあるか。
堀 田	委員会が委員外議員の発言で進んでいるのはいかがなものか。
委 員 長	休憩する。
	休 憩 13:56
	再 開 14:05
委 員 長	休憩前に引き続き委員会を再開する。
	ほかに何かあるか。(なし)
	4 次回委員会の日程について
委 員 長	正副委員長に一任願う。
	以上で第3回厚生常任委員会を閉会する。
	閉 会 14:05